

平成 29 年度八王子市農業委員会第 9 回総会会議録

- 1 開催年月日 平成 29 年 12 月 27 日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後 3 時 から 午後 4 時 20 分 まで
- 4 出席委員 (20 名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 番 石 川 研 | 2 番 原 島 元 義 |
| 3 番 荻 田 米 蔵 | 4 番 鈴 木 勝 久 |
| 5 番 久 保 良 政 | 6 番 栗 原 才 |
| 7 番 米 津 元 一 | 8 番 峯 尾 三 千 年 |
| 9 番 鈴 木 勇 次 | 10 番 有 竹 満 次 |
| 11 番 菱 山 史 郎 | 12 番 中 西 伸 夫 |
| 13 番 鳴 海 有 理 | 14 番 熊 澤 治 彦 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 三 上 正 治 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 金 子 文 利 |
| 21 番 福 田 一 訓 | 22 番 門 倉 豊 |

- 5 欠席委員 (2 名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 19 番 町 田 裕 通 | 20 番 井 上 正 芳 |
|--------------|--------------|

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 木 内 基容子 | 課 長 音 村 昭 人 |
| 主 査 上 原 裕 之 | 主 査 黒 田 康 雄 |
| 主 任 上 村 剛 | |

平成 29 年度
八王子市農業委員会 第 9 回総会 議題

（平成 29 年 12 月 27 日）

【専決処分案件】

- 第 1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第 2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第 3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第 4 相続税の納税猶予に係る適格者としての 3 年ごとの証明について

【審議案件】

- 第 5 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第 6 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第 7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第 8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第 9 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第 10 東京都農業会議が取りまとめる「都への意見提出ならびに国への要望」について

【報告案件】

- 第 11 農地の権利取得の届出について
- 第 12 農地の賃貸借の合意解約について
- 第 13 農地の賃貸借の合意解約について
- 第 14 農地の賃貸借の合意解約について
- 第 15 農地の賃貸借の合意解約について
- 第 16 生産緑地管理状況調査の取りまとめ結果について

《 午後 2 時開会 》

議 長 ただいまから、平成29年度八王子市農業委員会第9回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第19番町田裕通委員、第20番井上正芳委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」11月1日から11月30日までの届出分（15件）、第2「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」11月1日から11月30日までの届出分（29件）を報告。

議 長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。
（1件）

議 長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」

を報告。（９件）

議 長

報告は終わりました。第４についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第５「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第５「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」

所有者は鍵水に在住。

願出地は鍵水字西ノ谷にある土地１筆。登記地目は畑。面積は740㎡。

市街化調整区域、農振地域外。

現況地目は山林（一部原野）。現況となった時期は平成６年10月ころ。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員

それでは地区の担当委員として報告いたします。11月13日、推進委員２名、事務局と現地を確認しました。現地の北側は竹や太い幹の木が茂り、地形も平坦ではなく、北に向かって高くなる傾斜になっていました。農地として利用していたような形跡はなく、今後農地として利用するにも、竹や木の伐採、抜根が必要であるような状況でした。報告は以上です。

推進委員

私からも報告いたします。現地の南側は、竹や木が伐採された形跡があり、根が残っていました。現地は接道がなく、周りは山林に囲まれ、南側は住宅に面しています。伐採したのはこの住宅の住民のようで、所有者が頼んだわけでもなく、許可したものでもないようです。我々が現地調査に行ったときは、現地の東側にある願出者の親族が所有する土地を通りました。以前、この土地は畑だったようですが、現在は埋め立てられて急な崖になっており、それを下る必要がありました。住宅側から侵入できそうですが、近隣住民と仲が悪く、この土地は通

らせてもらえないとのことでした。竹や木を伐採、抜根し、農地に復元したとしても、道がないので、ここで農業を続けていくことは困難だと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 非農地証明を申請したということはこの土地を活用する目的があるのですか。そうならばどのように活用するのでしょうか。また、現況となった時期が平成6年10月頃ということですが、どのように調べたのですか。

事務局 1点目ですが、長期間耕作していない農地を周辺の山林所有者に譲りたいとの相談があり、願出を受け付けました。2点目については、願出者の聞き取り調査によって確認しました。

議 長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。

第5については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第6「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は元八王子町一丁目、耕作面積は5,383㎡。相続開始年月日は平成29年5月12日。

相続人について、住所は元八王子町一丁目、年齢58歳、被相続人との続柄は「長男」。適用を受けようとする農地は元八王子町一丁目にある9筆、合計5,383㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成4年4月1日。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いいたします。

農業委員 それでは地区の担当委員として報告します。12月19日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする農地は、全て植木の圃場でした。願出者は植木を専門とする農家で、父親が亡くなる前から、農業に従事してきました。北野の市場が植木を扱っていたころは、出荷していたそうです。今では、農協の犬目の園芸センターに出荷するほかは、個人のお客さんを相手に販売しているそうです。最近では植木の需要が減っているので、奥さんと相談しながら、野菜や果樹への切り替えを進めたいと言っていました。農業を続けていく意思や意欲があり、奥さんも協力していくとのことですので、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。

第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。
第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局	第7「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」 買取申出生産緑地は高倉町の土地1筆、計766㎡。 買取申出事由の生じた者について、住所は高倉町、申出者との続柄は「母」、 申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年7月24日。年齢は 86歳、年間従事日数は300日。
-----	--

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし

たいと思います。

推進委員 それでは地区の担当委員として報告いたします。12月20日、事務局と現地を確認するとともに、願出者にお話をうかがいました。生前、元気なころはほぼ毎日農作業に従事し、トウモロコシ、トマト、ナスなどの野菜を生産してきました。除草剤を使わずに栽培することにこだわり、手作業で除草していたそうです。収穫したものは全て庭先や畑の前で直売し、地元住民からも好評だったそうです。5年前に認知症を発症しましたが、その後も家族に手伝ってもらいながら継続的に農作業に従事してきました。認知症の症状が悪化したことで、1年前から介護施設への短期入所を繰り返し、その後入院。平成29年7月24日、老衰により86歳で亡くなりました。今回の調査により、お元気だったころ、この生産緑地の中心的な従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。

第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。
第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。なお、本件については、私の案件になります。農業委員会に関する法律第31条の規定では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされており、私は議事に参与することができません。一時退席いたしますので職務代理者に臨時議長をお願いします。

臨時議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は叶谷町の土地18筆、計5,788㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は千人町二丁目、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年7月4日。年齢は82歳、年間従事日数は300日。

臨時議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは地区の担当委員として報告いたします。12月19日、事務局と現地を確認するとともに、願出者にお話をうかがいました。西側は普通畑で、現在は冬場ということで耕うんのみでした。今年度はトウモロコシを主体に作付していました。東側では稲作を行っていました。平成27年頃から大病を患い、平成29年7月4日に亡くなりました。その間は長男である願出者が中心となり耕作していました。元気な頃、年間300日ほど農業に従事していました。今回の調査により、この生産緑地の中心的な従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

臨時議長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。

第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

議長 第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は川口町の土地1筆、計839㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は檜原町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年8月11日。年齢は

76歳、年間従事日数は300日。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは地区の担当委員として報告いたします。12月19日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話をうかがいました。親の手伝いから始まり、東京メトロに就職後も休日には畑に立ち、退職してからはほぼ毎日農業に従事してきました。該当生産緑地ではジャガイモ、サトイモ、サツマイモ、ヤツガシラ等のイモ類を中心に栽培し、自家消費や親戚・近所に配布してきたとのこと。妻のがん発病もあって3～4年ほど前から体調を崩しはじめました。脊柱管狭窄症の手術もあり入退院を繰り返すようになり、寝たきりの状態を経て平成29年8月11日、肺炎により76歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころ、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませので、進行します。お諮りします。

第9については、これを証明することにご異議ございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明の出る土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつ旋して下さい。事務局で対応いたします。第10「東京都農業会議が取りまとめる『都への意見提出ならびに国への要望』について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第13「東京都農業会議が取りまとめる 都への意見提出ならびに国への要望 について」

八王子市農業委員会の意見・要望（案）

- 1 地産地消の促進と補助事業の拡充
- 2 新たな生産緑地制度への円滑な移行
- 3 認定農業者の支援・後継者の育成・新規就農者の支援
- 4 学校給食における地場産農産物利用の促進
- 5 有害鳥獣対策の強化
- 6 農業振興地域への支援
- 7 農と福祉の連携促進

議 長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 「高齢の農家であっても積極的に畑に出て農作業に従事できる支援策を検討すること」とありますが、具体的にはどのようなものですか。

事務局 平成28年度の意見・要望（案）を取りまとめる際に、農政委員会の中で出た意見です。具体的には、高齢の農家に対する集配、買取り等の仕組みを構築することで、生きがいを持って農作業に従事してもらおうというものです。

議 長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。

第10については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第11「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第11「農地の権利取得の届出について」を報告。（2件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第12「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。第12から第15は関連する議題ですので、一括で報告します。事務局より報告願います。

ます。

事務局

第12、第13、第14、第15「農地の賃貸借の合意解約通知について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員

解約の理由は必要ないのですか。

事務局

必要ありません。合意の上で解約したことを農業委員会に通知していただきます。

農業委員

農地を借りる際、利用権設定の場合は農用地利用集積計画と合わせて具体的な作付計画書を見せてもらっていますが、農地法の場合はそういった計画書の提出はあるのですか。

事務局

農地法3条の規定による権利移動なので、許可申請書の様式に従い、作付計画を記載してもらっています。

議長

他にありませんか。他にないので質問なしと認めます。

第16「生産緑地管理状況調査の取りまとめ結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第16「生産緑地管理状況調査の取りまとめ結果について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により

10番 有竹 満次 委員

11番 菱山 史郎 委員

を指名します。よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成29年度八王子市農業委員会第9回総会を閉会します。

《午後4時20分閉会》